

## 静岡県告示第147号

清水港の臨港地区内の分区の変更に当たり、関係図書を静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課、静岡県清水港管理局及び静岡市経済局海洋文化都市推進部海洋文化都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

なお、意見のある者は告示の日から二週間以内に静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課又は静岡県清水港管理局に申し出ることができる。

令和6年3月1日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川 勝 平 太

日の出地区

商港区 静岡市清水区日の出の一部

修景厚生港区 静岡市清水区日の出の一部